

- 協会から 短期大学教育の発展を目指して
- 基準協会の動き
- 論説 第2評価期間を迎えて

協会から

短期大学教育の発展を目指して



一般財団法人短期大学基準協会 理事長
郡山女子大学短期大学部 理事長・学長
関 口 修

短期大学基準協会は第1評価期間を一応終了し、一般財団法人短期大学基準協会としての認可を受け、第2評価期間に入ろうとしています。

第1評価期間は故川並理事長の指示を受け、評価を受ける短期大学が、自己点検・評価を実施しやすく、且つ、夫々の発展に寄与出来るよう、昼夜兼行、基準編成のため喧々諤々の議論を重ねました。評価基準が決定され、ALOの研修や評価員の研修に私立短期大学が一丸となつての努力が結集されました。研修会では過去に例を見ないほど活発な意見交換が行われ、短期大学教育の質的向上がクローズアップされてきた事を痛感させられました。

評価基準作成に参画した一同の思いは、如何に保留や不適合の評価結果を出さないで、充実・発展への道筋が描けるかでありました。

さて、今年度から第2評価期間目が始まりです。そのため、第三者評価委員会の関根副理事長をはじめとした委員各位は、新たな評価基準の編成にあたり、米国の評価機関であります、

ACCJC（米国西地区二年制大学評価機構）と連携を図り、学生の学習成果を中心とした評価基準を作成致しました。第三者評価委員会の皆さまの御尽力に敬意を表したいと存じます。学生の学習成果とは何ぞやとの御質問も多いことであろうと思いますが、短期大学としての教育目標、学生個々の達成度、教員の教育目標の設定と評価など等、総合的に独自の質的向上を図っていただくことを願うての基準であります。

新たな基準を十分に活用され、コミュニティとの連携を密にするなど、学習の成果が大いに発揮されますよう、会員各短期大学の更なる向上を祈念いたしますと共に、皆さまの御協力を心からお願いし、御挨拶といたします。



基準協会の動き

平成 23 年度

第三者評価

●平成 23 年度第三者評価結果を公表しました

平成 23 年度第三者評価については、平成 22 年度第三者評価で保留となった 8 短期大学の再評価を実施しました。去る 3 月 15 日の第 34 回理事会において、第三者評価委員会（関根秀和委員長）から平成 23 年度第三者評価結果案が提出され審議の結果、3 短期大学が短期大学評価基準を満たしているとして「適格」と認定した評価結果案が承認され、翌 16 日に評価校へ通知されました。

なお、3 月 29 日に本協会を含む認証評価機関 10 機関で構成する認証評価機関連絡協議会の共同記者発表が行われ、出席した関根委員長から平成 23 年度第三者評価結果が公表されました。

また、4 月 20 日には、短期大学基準協会事務局会議室にて「平成 23 年度第三者評価適格認定証贈呈式」が挙行され、適格と認定された 3 短期大学の学長、ALO 等が出席し、関口理事長から認定証が手渡されました。

◇短期大学評価基準を満たし、適格と認定した短期大学

修紅短期大学 静岡英和学院大学短期大学部
鈴鹿短期大学



(共同記者会見の様子)



(贈呈式の様子)

平成 24 年度

お知らせ

●一般財団法人への移行登記が完了しました

平成 20 年 12 月 1 日の公益法人制度改革三法の施行に伴い、本協会は平成 23 年 9 月 22 日に一般財団法人への移行申請を行い、平成 24 年 3 月 21 日付で内閣総理大臣の移行認可を受け、平成 24 年 4 月 1 日をもって移行登記を完了し、「一般財団法人短期大学基準協会」として、発足いたしました。

事業計画・収支予算

●平成 24 年度事業計画及び収支予算が決定しました

去る 3 月 15 日に開催された第 14 回評議員会及び第 34 回理事会において、平成 24 年度事業計画及び収支予算が審議され、承認されました。詳細は本協会のウェブサイト (<http://www.jaca.or.jp>) にも掲載しておりますので、ご参照ください。

平成 24 年度事業計画

概要

財団法人短期大学基準協会は、短期大学教育の向上・充実に資するため、認証評価機関として短期大学教育の継続的な質の保証を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援することを目的として改定された新しい要綱及び評価基準等による第三者評価事業を実施する。また、従来から継続している各短期大学における自己点検・評価及び短期大学間の相互評価を促進・支援する事業、「地域総合科学科」の評価事業を実施し、短期大

学の教育及び評価システムについての調査研究活動を行うとともに、広く社会から理解と支援を得るため、これら全般に関する資料の刊行及び情報の公開を実施する。なお、本協会は公益法人制度改革三法の施行に伴い、一般財団法人への移行申請を行い、内閣総理大臣の認可を受けて平成 24 年 4 月 1 日をもって一般財団法人として発足する。

このために、平成 24 年度の事業計画を次のとおり策定し推進する。

◇事業内容

1. 認証評価機関としての第三者評価の実施

- (1) 第三者評価の実施
- (2) 平成 24 年度第三者評価の評価員研修会の実施
- (3) 評価員候補者に対する新評価基準による評価等の説明会の実施
- (4) 要綱、評価基準、各種マニュアル及び実施体制などの定期的な点検・改善
- (5) 平成 25 年度第三者評価のALO対象説明会の実施
- (6) その他認証評価にかかる事業

2. 短期大学が行う自己点検・評価、相互評価活動の促進及び支援

- (1) 自己点検・評価活動のための情報提供などの支援
- (2) 短期大学間の相互評価の推進

3. 地域総合科学科(総称)の適格認定・達成度評価

- (1) 平成 24 年度達成度評価の実施
- (2) 今後の地域総合科学科の在り方についての検討
- (3) その他地域総合科学科にかかる事業

4. 短期大学に関わる高等教育の調査研究

- (1) 短期大学における主体的改革・改善に資する自己評価方法に関する調査研究(短期大学の自己評価に資する学生調査)
- (2) 短期大学に関する情報の収集と諸統計の分析

5. 短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊

- (1) ニュースレターの発刊(年4回)
- (2) 概要の発刊
- (3) 第三者評価結果報告書の刊行
- (4) 短期大学学生に関する調査(2011年)結果報告書の刊行
- (5) 短期大学間相互評価報告書のホームページへの掲載

6. その他目的を達成するために必要な事業

- (1) ホームページの整備充実
- (2) 認証評価機関連絡協議会への参画
- (3) 機関別認証評価機関事務連絡会の実施など

収 支 予 算 書
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
基本財産運用収入	[200,000]	[320,000]	[△ 120,000]	
基本財産利息収入	200,000	320,000	△ 120,000	
特定資産運用収入	[230,000]	[95,000]	[135,000]	
特定資産利息収入	230,000	95,000	135,000	
会費収入	[83,729,300]	[86,370,700]	[△ 2,641,400]	
会費収入	83,729,300	86,370,700	△ 2,641,400	
事業収入	[45,045,000]	[0]	[45,045,000]	
第三者評価事業収入	45,045,000	0	45,045,000	
雑収入	[2,412,000]	[1,612,000]	[800,000]	
受取利息収入	12,000	12,000	0	
雑収入	2,400,000	1,600,000	800,000	
事業活動収入計	131,616,300	88,397,700	43,218,600	
2 事業活動支出				
事業費支出	[110,184,000]	[85,448,000]	[24,736,000]	
人件費支出	(52,454,000)	(50,241,000)	(2,213,000)	
給与手当支出	43,093,000	43,551,000	△ 458,000	
通勤手当支出	921,000	0	921,000	
法定福利費支出	6,539,000	6,539,000	0	
臨時雇賃金支出	1,750,000	0	1,750,000	
退職給付支出	1,000	1,000	0	
福利厚生費支出	150,000	150,000	0	
第三者評価費支出	(34,316,000)	(10,061,000)	(24,255,000)	
会議費支出	3,908,000	2,207,000	1,701,000	
旅費交通費支出	16,416,000	3,364,000	13,052,000	
通信運搬費支出	1,064,000	495,000	569,000	
消耗品費支出	600,000	50,000	550,000	
印刷製本費支出	2,023,000	971,000	1,052,000	
諸謝金支出	2,175,000	1,208,000	967,000	
賃借料支出	7,728,000	1,555,000	6,173,000	
委託費支出	219,000	210,000	9,000	
保険料支出	182,000	0	182,000	
雑支出	1,000	1,000	0	
自己点検・相互評価費支出	(573,000)	(128,000)	(445,000)	
会議費支出	9,000	0	9,000	
旅費交通費支出	182,000	1,000	181,000	
通信運搬費支出	44,000	41,000	3,000	
消耗品費支出	1,000	1,000	0	
印刷製本費支出	90,000	81,000	9,000	
諸謝金支出	245,000	1,000	244,000	
賃借料支出	0	1,000	△ 1,000	
委託費支出	1,000	1,000	0	
雑支出	1,000	1,000	0	

収支予算書
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
調査研究費支出	(2,374,000)	(3,523,000)	(△ 1,149,000)	
会議費支出	55,000	52,000	3,000	
旅費交通費支出	254,000	254,000	0	
通信運搬費支出	162,000	178,000	△ 16,000	
消耗品費支出	1,000	11,000	△ 10,000	
図書購入費支出	0	1,000	△ 1,000	
印刷製本費支出	810,000	822,000	△ 12,000	
諸謝金支出	293,000	293,000	0	
貸借料支出	0	1,000	△ 1,000	
委託費支出	798,000	1,910,000	△ 1,112,000	
雑支出	1,000	1,000	0	
広報啓発活動費支出	(3,987,000)	(3,364,000)	(623,000)	
会議費支出	0	5,000	△ 5,000	
旅費交通費支出	65,000	90,000	△ 25,000	
通信運搬費支出	589,000	624,000	△ 35,000	
消耗品費支出	1,000	1,000	0	
印刷製本費支出	1,453,000	1,120,000	333,000	
諸謝金支出	278,000	223,000	55,000	
委託費支出	1,600,000	1,300,000	300,000	
雑支出	1,000	1,000	0	
事業諸経費支出	(16,480,000)	(18,131,000)	(△ 1,651,000)	
通信運搬費支出	180,000	180,000	0	
消耗什器備品費支出	60,000	1,000	59,000	
消耗品費支出	2,000,000	1,700,000	300,000	
図書購入費支出	20,000	20,000	0	
修繕費支出	500,000	330,000	170,000	
光熱水料費支出	880,000	880,000	0	
貸借料支出	11,300,000	11,300,000	0	
保険料支出	40,000	50,000	△ 10,000	
租税公課支出	100,000	2,300,000	△ 2,200,000	
委託費支出	1,300,000	1,270,000	30,000	
雑支出	100,000	100,000	0	
管理費支出	[33,494,000]	[33,859,000]	[△ 365,000]	
人件費支出	(23,569,000)	(23,279,000)	(290,000)	
給与手当支出	19,790,000	20,066,000	△ 276,000	
通勤手当支出	516,000	0	516,000	
法定福利費支出	3,162,000	3,162,000	0	
退職給付支出	1,000	1,000	0	
福利厚生費支出	100,000	50,000	50,000	
理事会・評議員会費支出	(1,160,000)	(2,089,000)	(△ 929,000)	
会議費支出	52,000	109,000	△ 57,000	
旅費交通費支出	178,000	272,000	△ 94,000	
通信運搬費支出	242,000	285,000	△ 43,000	
消耗品費支出	1,000	1,000	0	
図書購入費	0	1,000	△ 1,000	
印刷製本費支出	1,000	1,000	0	
諸謝金支出	639,000	1,062,000	△ 423,000	
貸借料支出	45,000	356,000	△ 311,000	
委託費支出	1,000	1,000	0	
雑支出	1,000	1,000	0	
事務費支出	(8,765,000)	(8,491,000)	(274,000)	
旅費交通費支出	300,000	300,000	0	
通信運搬費支出	300,000	200,000	100,000	
消耗什器備品費支出	10,000	1,000	9,000	
消耗品費支出	700,000	480,000	220,000	
図書購入費支出	400,000	360,000	40,000	
修繕費支出	200,000	110,000	90,000	
印刷製本費支出	150,000	100,000	50,000	
光熱水料費支出	300,000	300,000	0	
貸借料支出	3,800,000	3,800,000	0	
保険料支出	20,000	20,000	0	
租税公課支出	120,000	220,000	△ 100,000	
委託費支出	1,815,000	1,900,000	△ 85,000	
手数料支出	300,000	350,000	△ 50,000	
渉外費支出	100,000	100,000	0	
雑支出	250,000	250,000	0	
他会計への繰入金支出	[0]	[379,000]	[△ 379,000]	→H24年度から特別会計を廃止する
適格認定特別会計繰入金支出	0	379,000	△ 379,000	
事業活動収支差額	143,678,000	119,686,000	23,992,000	
事業活動収支差額	△ 12,061,700	△ 31,288,300	19,226,600	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
特定資産取崩収入	[18,002,000]	[37,002,000]	[0]	
退職給付引当資産取崩収入	2,000	2,000	0	
評価事業引当資産取崩収入	18,000,000	37,000,000	△ 19,000,000	
投資活動収入計	18,002,000	37,002,000	△ 19,000,000	
2 投資活動支出				
特定資産取得支出	[3,147,000]	[3,411,000]	[△ 264,000]	
退職給付引当資産取得支出	2,467,000	1,991,000	476,000	
減価償却引当資産取得支出	680,000	1,420,000	△ 740,000	
固定資産取得支出	[1,000]	[1,000]	[0]	
什器備品購入支出	1,000	1,000	0	
投資活動支出計	3,148,000	3,412,000	△ 264,000	
投資活動収支差額	14,854,000	33,590,000	△ 18,736,000	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	2,792,300	2,301,700	490,600	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	29,291,797	29,291,797	0	
次期繰越収支差額	29,291,797	29,291,797	0	

組織

●新体制に伴う評議員及び理事が決定しました
一般財団法人への移行に伴い、評議員・理事が新たに就任しました。

◆評議員

氏名	所属機関／職名
大塚 雄作	京都大学高等教育研究開発推進センター／教授
香川 達雄	女子栄養大学短期大学部／理事長
片岡 一忠	高知学園短期大学／学長
片桐 武司	中部学院大学短期大学部／理事長
高坂 祐夫	大阪信愛女学院短期大学／学長
小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター／教授
今野 雅裕	政策研究大学院大学／教授・学長特別補佐
西塔 正一	釧路短期大学／理事長・学長
鈴木 利定	群馬医療福祉大学短期大学部／理事長・学長
中野 正明	華頂短期大学／学長
中村 覺	八戸短期大学／理事長
室井 廣一	東筑紫短期大学／学長
山本 眞一	広島大学高等教育研究開発センター／教授

◆理事 (◎理事長、○副理事長)

氏名	所属機関／職名
◎ 関口 修	郡山女子大学短期大学部／理事長・学長
○ 末岡 熙章	名古屋経済大学短期大学部／理事長
○ 関根 秀和	大阪女学院短期大学／理事長
一谷 宣宏	園田学園女子大学短期大学部／理事長
今城 吉成	川崎医療短期大学／前学長
上平 幸好	函館短期大学／学長
工藤 智規	東京電機大学／監事
小出 忠孝	愛知学院大学短期大学部／学院長・学長
佐久間勝彦	千葉経済大学短期大学部／理事長・学長
佐々木公明	霞が関法律会計事務所／弁護士
清水 一彦	筑波大学／副学長・理事
館 昭	桜美林大学大学院／教授
ジョイス・津野田幸子	聖徳大学／学長補佐・教授
原田 博史	岡山短期大学／理事長・学長
福井 有	大手前短期大学／理事長・学長
福元 裕二	西九州大学短期大学部／理事長・学長
森脇 道子	自由が丘産能短期大学／学長

◆監事

小川 道雄	大阪薫英女子短期大学／理事長・学園長
齋藤 力夫	永和監査法人／会長
湯浅 茂雄	実践女子短期大学／学長

●各種委員会の委員が決定しました

本協会の第三者評価委員会、自己点検・相互評価推進委員会、調査研究委員会の平成24・25年度委員が次のとおり決まりました。

第三者評価委員会 (◎委員長、○副委員長)

氏名	現職
◎ 関根 秀和	大阪女学院短期大学／理事長
○ 原田 博史	岡山短期大学／理事長・学長
麻生 隆史	山口短期大学／理事長・学長
大野 博之	国際学院埼玉短期大学／副理事長・学長
大橋 博	環太平洋大学短期大学部／理事長・学長
金子 邦彦	明治大学／教授
川並 弘純	聖徳大学短期大学部／理事長・学長
桐原 由美	聖セシリア女子短期大学／教務課長・教授
草原 克豪	拓殖大学／名誉教授
佐藤 善一	女子美術大学短期大学部／学長補佐
島田 輝子	文京学院短期大学／理事長
清水 一彦	筑波大学／副学長・理事
下山 晃	筑波大学／名誉教授
高木 明郎	国際短期大学／学長
高城 宏明	京都西山短期大学／企画広報室長・教授
滝川 嘉彦	名古屋文理大学短期大学部／理事長
田久昌次郎	いわき短期大学／理事長・学長
館 昭	桜美林大学大学院／教授
谷本 榮子	関西外国語大学短期大学部／理事長・学長
富永 和也	富永公認会計士・税理士事務所／所長・公認会計士・税理士
野澤 智	城西短期大学／教授
早田 幸政	大阪大学大学教育実践センター／教授
平野 幸治	上智大学短期大学部／教授
福井 有	大手前短期大学／理事長・学長
三神 敬子	山梨学院短期大学／学事顧問・名誉教授
森 勝行	愛知工科大学自動車短期大学／教務課長・教授
森本 晴生	新渡戸文化短期大学／学園長

森脇 道子	自由が丘産能短期大学/学長
山本 伸晴	常葉学園短期大学/前学長
脇 俊隆	中日本自動車短期大学/教授

自己点検・相互評価推進委員会

(◎委員長、○副委員長)

氏名	現職
◎ 福元 裕二	西九州大学短期大学部/理事長・学長
○ 福井 有	大手前短期大学/理事長・学長
有馬 澄子	東横学園女子短期大学/名誉教授
岩橋 善久	大阪産業大学短期大学部/教授
川並 弘純	聖徳大学短期大学部/理事長・学長
川端下ヨシミ	杉野服飾大学/教務部事務部長
香西 敏器	山梨学院大学/教授
坂根 康秀	香蘭女子短期大学/理事長・学長
芝田 浩二	北翔大学短期大学部/事務局長
末岡 熙章	名古屋経済大学短期大学部/理事長
関根 俊二	聖和学園短期大学/学科長・教授
高倉 翔	財団法人日本高等教育評価機構/副理事長
西尾一知衛	愛知学泉短期大学/教授
林 義樹	日本教育大学院大学/教授
吉田 幸滋	精華女子短期大学/理事長

調査研究委員会 (◎委員長)

氏名	現職
◎ 館 昭	桜美林大学大学院/教授
北村久美子	北村学園 こだま幼稚園/園長
草原 克豪	拓殖大学/名誉教授
小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター/教授
清水 一彦	筑波大学/副学長・理事
田中 義郎	桜美林大学/総合研究機構長教授
早田 幸政	大阪大学大学教育実践センター/教授
春山 志郎	東京工業大学/名誉教授
溝上智恵子	筑波大学/教授
藪 敏晴	佐賀女子短期大学/教授
山田 礼子	同志社大学/教授
吉本 圭一	九州大学/主幹教授

調査研究

●「短大生調査 2012 年 (JJCSS2012)」実施について

昨年 4 月の News Letter (2011 APRIL Vol.

54) の中でご紹介した短大生調査 (Japanese Junior College Student Survey, JJCSS) を、本年度も実施します。

この調査は、「短期大学における主体的改革・改善に資する自己評価方法に関する調査研究」を重点課題として掲げる本基準協会調査研究委員会が、山田礼子同志社大学教授をリーダーとする「大学生調査研究プログラム」(Japanese Cooperative Institutional Research Program, JCIRP) の研究開発に協力する形で行っています。

JCIRP の開発してきた学生調査のうち、学習効果測定法に主眼をおきつつ、短期大学に適合する形で作成したものが本短大生調査 (JJCSS) であり、学生の入学以前の背景、短期大学での経験、満足度、獲得したスキルや能力、生活習慣、自己評価、価値観等の項目から構成され、短期大学の学生の全体像が把握できるようになっています。

重要な点は、参加した個々の短期大学が、自校のデータと全体集計・分析結果とを付き合わせることで、精度の高い自己評価資料を取得できることから、認証評価への対応に役立てられるだけでなく、標準化された調査に参加することによって、国際的な比較を含む他機関とのベンチマークが可能となることです。さらに、マーケティングへの利用といったメリットがあり、かつ、全体結果自体は短期大学の実績を社会に示すことにもなると考えます。

第 1 回から第 3 回までは、予算上の制約から校数および件数に上限を設けて募集し、第 1 回は 9 校 (2,496 件)、第 2 回は 30 校 (8,850 件)、第 3 回は 23 校 (8,539 件) が参加されました。一方、昨年度の第 4 回の調査では、参加校に実費負担していただくことで校数と件数のいずれにも上限を設けずに実施し、その結果、ご希望全校の 34 校 (9637 件) にご参加いただくことができました。

今年度 (平成 24 年度) の調査実施期間は、

例年同様 11 月から 12 月を予定しています。また、調査の実施に際し各短期大学にご負担いただく費用も、昨年同様一件につき一律 150 円です。

個別集計結果は参加短期大学に対して、結果がまとまり次第、直ちにお送りします（平成 25 年 1 月下旬～2 月初旬）。中間報告は、平成 25 年 8 月下旬～9 月初旬に送付いたします。最終報告は、参加短期大学に対してアンケートにより本調査に関するご意見を伺い、その結果を踏まえて作成され、参加短期大学や会員校はもちろん、教育関係者にも広く公表されます。また、全体データは、JCIRP メンバーによって学術研究に活用され、各参加短期大学は、その結果と自校のデータとの比較によってより深い分析を行うことができます。

本協会のウェブサイトには平成 23 年度の全体集計結果の最終報告、本短大生調査に基づく学術研究成果等が掲載されていますので、それをご参照いただき、多くの短期大学に参加していただきたいと思います。（なお、当協会のウェブサイトで短大生調査についてご覧になる場合は、トップページのメニューにある「事業案内」を選択し、その「事業案内」ページの「その他の事業：調査研究」からアクセスしてください。）

ご報告

●会員校の状況について

3 月 15 日の第 34 回理事会において、平成 24 年 4 月 1 日時点での本協会の会員校が 323 校であることが報告されました。

論説

第 2 評価期間を迎えて

一般財団法人短期大学基準協会 第三者評価委員会 委員
国際学院埼玉短期大学 学長

大野博之

はじめに

平成 17 年 4 月から始まった本協会の第三者評価（認証評価）は、平成 24 年 4 月から第 2 評価期間を迎えます。本協会の第三者評価は、ピアレビューを通じて、各短期大学の教育研究等の状況を評価し、短期大学の教育の質を保証するとともに、評価結果を踏まえて各短期大学が自ら改善を図ることにより、教育研究水準の向上に資することを目的としています。この第三者評価は、もともと、アメリカのアクレディテーションに範をとって始まりました。我が国

には馴染みのない評価システムを導入し、関係者の尽力によって一定の成果をあげ、短期大学の質保証の仕組みとして定着してきました。しかし、この第三者評価が、各短期大学の教育の質の保証と向上に一層貢献していくためには、各種課題にチャレンジしていかなければなりません。そのためにも、第 1 評価期間に積み上げた「評価の経験」を基に、更なる向上充実を図っていくことが期待されているところです。本稿では、第 2 評価期間を迎えるにあたり、直面する各種課題について考えていきます。

第2 評価期間を迎えて

第一の課題は「学習成果の査定」です。これまでの、教員が教えることの明示から、学習によって学生ができるようになることの明示への転換が求められています。それに加えて、あらかじめ学生の学習成果を明確に示し、実施後それを測定し、改善していくことも求められています。本協会の基準においては、学習成果は、「具体的 (specific) で、一定の期間内 (time scaled) で達成可能 (achievable) であり、学習者にとって意味のある内容 (relevant) で、測定や評価が可能 (measurable) なものでなければならない」としています。この学習成果の明示によって、学生にとっては、プログラムやコースなどの到達目標（何ができるようになるか）が明確になり、学習への動機付けを高めることができます。また、学習成果の達成に関するカリキュラム・マップ（学生が入学してから卒業するまでのカリキュラムを体系的にまとめたモデル）の作成が不可欠となることから、教員同士のコミュニケーションと教育への組織的取り組みが促進されます。さらに学習成果の評価と結果の公表を通じて、大学のアカウンタビリティも高まります。短期大学は建学の精神と養成する人材像に照らし、学習成果を定め、その査定（アセスメント）サイクルを絶えず繰り返して質の向上を目指していくことが求められています。

第二は「内部質保証の充実」です。これまでの質保証は、短期大学設置基準に代表されるように、外形的な水準への適合によって担保されてきました。しかし、設置基準の準則主義化等によって外形基準そのものが曖昧となってきました。このことを受けて、短期大学がどのような形で自らの質保証を行うかが問われる時代になったといえます。本協会の新基準においては、全ての基準で、自己点検・評価結果における課題を基に、改善計画と行動計画を策定することとしています。このことによって、各短期大学

は、自己点検・評価を通じて改善を行う仕組み、つまり、内部質保証が機能しているかどうかを確認し、自律的に質保証していくことが求められているのです。そもそも、内部質保証システムの構築とは、短期大学が社会から負託された使命・目的を実現するため、自らの活動を絶えず律するためのシステムであり、短期大学の質を自らの責任で維持・向上させるための仕組みです。短期大学は公的使命を持った自主的に活動する主体であることから、評価する主体も基本的には短期大学自身であるべきであり、自律的 (Autonomic) であるべきとの立場に立脚します。我が国の他の評価機関においても、自己点検・評価を通じてそれぞれの人材養成の目的や修得すべき知識・技能等を明確にし、改善を行う仕組み（内部質保証）が機能しているかどうかを重視した評価基準への改訂がなされてきているところです。

第三は「評価員の資質向上」です。ACCJC (Accrediting Commission for Community and Junior Colleges) アメリカ合衆国二年制高等教育認定委員会によるアクレディテーションでは、「評価員の資質向上」が短期大学の発展に大きく寄与しています。そこでは、ピアレビューを通じて、各教育機関の充実向上と、短期高等教育全体の発展に資する人材育成がシステムとして機能しています。評価員としての豊富な評価経験は、評価員の能力開発とともに、組織改革を推進するリーダーとしての資質向上が図られています。

本協会の第三者評価は、対話を重視したピアレビューを基本とし、「学位授与機関としての質保証」と「個別短大の状況を十分汲み取った評価」の双方を実現し、社会に対する説明責任が求められています。このことから、数多くの評価員が評価経験を蓄積し、評価結果の「知」を生かすことによって、各短期大学並びに短期大学全体の発展に寄与することができるのです。今後も各短期大学から数多くの評価員が輩

出されることが期待されます。

第四は「評価の一層の効率化」です。現在、短期大学は、学生募集や社会的ニーズへの対応をはじめ、組織改革等を積極的に推進しています。限られた資源で激しい環境変化へ対応しつつ、全学を挙げて自己点検・評価活動を展開していくことは必ずしも容易ではありません。そのため、自己点検・評価報告書の作成や訪問調査時の受入準備等についての負担軽減が望まれています。また、評価員も本務を遂行しながら研修会に参加したり、書面調査・訪問調査等をこなしたりと、評価活動に対する負担は想像に難しくありません。チーム責任者はとりわけ重責です。「評価の質」を保ちつつも効率化を図り、効果的な評価が行われることが求められます。

第五は「多様性の保持」です。現在、私立学校の経営が厳しい環境変化にさらされ、大学の破綻が現実的な問題となる中、管理運営や財務の評価の考え方は大変難しい問題です。本協会の第三者評価の精神を生かしつつ、事業の継続性をどのように捉えるべきかが課題です。アメリカにおいては、選別よりも向上目標に焦点をシフトさせ、画一化・標準化よりも高等教育機関の多様性を保持し、各教育機関の改善を支持するシステムへと変化してきています。本協会においても、学習成果を焦点にした向上充実のための査定サイクルの適用によって、短期大学の発展を支えていくという視点での評価が重要だと思えます。

むすび

短期大学は昭和25年暫定的制度として発足以来、幾多の困難を克服して今日まで発展してきました。今後も短期大学が発展を遂げていくためには、学習成果を中心とした不断の自己点検・評価による自律的な「内部質保証」の実現と、第三者評価による「外部質保証」のさらなる実質化が重要であることは言うまでもありま

せん。

留意すべきはその取り組みの姿勢です。短期大学は公的使命を持った自主的に活動する主体であることから、自らの倫理綱領を持ち、自分たちで学びあい、自らの資格を認定する制度を持ち、不適切な行動があれば、資格の剥奪を自主的に行うオートノミー (Autonomy) を有することが期待されています。

自己点検・評価活動は短期大学の質の向上の全ての基本であり、日々の改善・改革に役立つ設計図でなければなりません。また改善計画や行動計画はそれ自体が目的ではなく、確実に実行に移されることで、はじめて意味を持ちます。組織の実行力は、オープンで忌憚のない、かつ形式にこだわらない「対話」によって確実に高められていくのです。

「問題の無い大学は無い」。問題はその問題の所在に気づかないこと、あるいはその問題を先送り、放置、隠蔽することにあります。対話こそが知的労働者の生産性と育成の礎となる最も重要な要素であり、それを促進させていくのは理事長や学長のリーダーシップに他ならないのです。本協会はそういった諸活動を一層支援していく役割を有しています。



随 想

「ここでは左側通行」—— 実は、どこでも左側通行

新渡戸文化短期大学 学園長 森 本 晴 生

1948年に道路交通取締法が施行されて「人は右、車は左」という対面交通が始まりました。しばらくの間は、警察も交通安全協会も、歩行者に対して右側通行を強く指導していました。今でもよく覚えているのが1956年のことです。奥多摩にハイキングに行ったとき、氷川駅（今の奥多摩駅）前で道幅6メートルぐらいの道を渡ろうとしたら、「交通安全」のタスキを掛けた数人の中年男性から、「右の30メートル先にある横断歩道まで歩き、渡ってから右側を歩いて行くように」と口々に指導されたのを覚えています。さほど交通量がない道路を渡るのに、右側を往復60メートルも歩くのは、とても煩わしく感じました。

一方で、駅構内では切符売り場の位置などの関係で、それまでの左側通行を残したほうがスムーズに流れるところが多く、そのような場所には「ここでは左側通行」の表示がありました。その後、駅の改修が進むにつれて、右側通行が一般化するように思えたのですが、左側通行が続いています。設計の段階で動線を正しく把握しなかったのではないかと、疑いたくなる場所もあちこちにあります。

「人は右、車は左」を始めた頃は、マイカーは少なく、車を運転する人はほとんど職業運転手に限られていました。職業運転手だけが、運転中は左に避け、歩行中は右に避けることになっていました。しかし、車を運転する人が増えてくると、向かってくるものを避けるのに、運転中と歩行中で逆の判断をするのは、とっさの場合に間違えます。それで、衝突すると大事故が起き、罰則もある運転中の判断が優先し、歩行中にも使われるようになりました。それで、左側の歩行が根付いたのです。

駅構内などは、切符売り場の位置に加えて、エスカレータの位置によって、右側通行を指示したり、左側通行を指示したりしています。混乱を避けるために、通路面（床面）に大きな矢印で表示しているところもあります。しかし、勝手に歩く習慣が付いた歩行者は、表示を見ないで歩いているようです。

例をあげましょう。東京メトロの南北線を市ヶ谷で降りてアルカディア市ヶ谷（私学会館）のある1番出口に向かう場合、最初のエスカレータは右側で、次の水平エスカレータ（歩く歩道）は左側になり、その次のエスカレータはまた右側になり、その次の階段と改札口は左側通行に変わっています。これでは混乱するように見えますが、実際にはほとんど混乱は起きていません。つまり、歩く乗客はあたりの様子を感じながら適切に歩いています。ここでは、足元の矢印に従って歩くと、向かってくる人にぶつかりそうになります。

小学校などで、廊下に矢印が書いてあるところがありますが、必ずしも右側通行になっていません。大学では、廊下の右を歩くのか、左を歩くのかを表示する例は見たことはありません。この場合、規制しなくても何とかうまく流れていくようです。法律が「人は右」から「人は左」に変わるのは、何がきっかけになるのかと考えています。

編集後記

新年度を迎えて、交通事故を避けるために集団で登校する列に自動車が飛び込んでくるという交通事故が続発しています。自動車が普及したけれど、それに伴って新たな形の事故が起きるようになりました。加害者を責めるだけでなく、事故が起きにくくなるような制度的、環境的な対応が必要です。

本協会は、公益法人制度改革により、4月1日に「一般財団法人短期大学基準協会」となり、「一般」の2文字が加わりました。制度的には、評議員会が理事も評議員も選任するなど、評議員会の権限が大きくなりました。また、評議員会も理事会も委任状の制度がなくなり、本人が出席して定足数を満たさないと会議が成立しません。しばらくは、手探りのような進み方となるかもしれません。
(PHM)

編集・発行

一般財団法人 短期大学基準協会 広報委員会
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-11
第2 星光ビル6階
Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954
E-mail : jimukyoku@jaca.or.jp
URL : //www.jaca.or.jp/